

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新	旧
目次 第1章～第3章 略 第4章 保険給付（第5条—第7条） 第5章・第6章 略 <u>第7章 罰則（第11条—第14条）</u> 附則 （保健事業） 第8条 この市は、法<u>第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略 <u>第7章 罰則</u> <u>第11条</u> この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は<u>虚偽</u>の届出をした場合においてはその者に対し、100,000円以下の過料を科する。 <u>第12条～第14条</u> 略	目次 第1章～第3章 略 第4章 保険給付（第5条～第7条） 第5章・第6章 略 <u>第7章 削除</u> <u>第8章 罰則（第12条～第15条）</u> 附則 （保健事業） 第8条 この市は、法<u>第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略 <u>第7章 削除</u> <u>第11条 削除</u> <u>第8章 罰則</u> <u>第12条</u> この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽</u>の届出をした場合又は<u>同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においてはその者に対し、100,000円以下の過料を科する。 <u>第13条～第15条</u> 略